



平成28年5月10日

各位

会社名 美津濃株式会社
代表者名 代表取締役社長 水野明人
コード番号 8022 東証 第一部
問合せ先 専務取締役 福本大介
(TEL 06-6614-8465)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月23日開催予定の第103回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成28年3月9日に開示いたしましたとおり、平成28年6月23日開催予定の定時株主総会における承認可決を条件として、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これにともない、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

また、業務執行を行わない取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする規定の新設、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定の新設などの変更を行います。

2. 定款変更の内容

別紙に記載しております。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日（予定）：平成28年6月23日

定款変更の効力発生日（予定）：平成28年6月23日

以上

<別紙> 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機 関) 本会社は株主総会及び取締役のほか、取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> 及び会計監査人を置く	第4条 (機 関) 本会社は株主総会及び取締役のほか、取締役会、 <u>監査等委員会</u> 及び会計監査人を置く
第5条～第19条 (条文省略)	第5条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第20条 (取締役の員数) 本会社の取締役は <u>14名以内</u> とする	第20条 (取締役の員数) 本会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) は7名以内とし、 <u>監査等委員である取締役は3名以内</u> とする
第21条 (取締役の選任) 取締役は株主総会の決議によって選任する 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う 取締役の選任については、累積投票によらないものとする	第21条 (取締役の選任) 取締役は <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 株主総会の決議によって選任する 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う 取締役の選任については、累積投票によらないものとする

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条（取締役の任期） 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第23条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会の決議により代表取締役を選定する</p> <p>取締役会の決議により取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、<u>取締役副社長並びに専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる</p>	<p>第22条（取締役の任期） <u>取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u> <u>監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする</u> <u>なお、会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任決議のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする</u></p> <p>第23条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会の決議により<u>取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から</u>代表取締役を選定する 取締役会の決議により<u>取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から</u>取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名<u>並びに取締役副社長若干名</u>を選定することができる</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>取締役会長は取締役会を統理する 取締役副会長は取締役会長を補佐する 取締役社長は業務の執行を統轄し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐するとともに取締役社長に事故あるときはその順にしたがって取締役社長の職務を代行する</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第24条 (報酬等) <u>取締役の報酬その他の職務執行の対価として本会社より受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める</u></p>	<p>第24条 (報酬等) <u>取締役の報酬その他の職務執行の対価として本会社より受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める</u></p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>第26条 (取締役会の議長) <u>取締役会長は、取締役会を招集しその議長となる</u> <u>取締役会長が選定されていない場合、または取締役会長に事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる</u></p>	<p>第26条 (取締役会の議長) <u>取締役会長または取締役社長は、取締役会を招集しその議長となる</u> <u>取締役会長または取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる</u></p>
<p>第27条 (取締役会の招集通知) <u>取締役会の招集の通知はあらかじめ取締役会で定めた期日の場合を除き、各取締役及び各監査役に対して会日3日前に発するものとする</u> <u>ただし、緊急を要する場合にはこの期間を短縮することができる</u></p>	<p>第27条 (取締役会の招集通知) <u>取締役会の招集の通知は、あらかじめ取締役会で定めた期日の場合を除き、各取締役に対して会日3日前に発するものとする</u> <u>ただし、緊急を要する場合にはこの期間を短縮することができる</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第28条 (条文省略)</p> <p>第29条 (取締役会の決議の省略) 取締役会の決議の目的事項に係る提案について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない</u></p> <p>第30条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役並びに<u>監査役</u>が記名捺印または電子署名をして、決議の日から10年間本店に備え置く</p> <p>第31条 (取締役の責任免除) 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる (新 設)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第29条 (取締役会の決議の省略) 取締役会の決議の目的事項に係る提案について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす (削 除)</p> <p>第30条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役が記名捺印または電子署名をして、決議の日から10年間本店に備え置く</p> <p>第31条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p> <p><u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第32条 (重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>第33条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる</u></p> <p><u>第34条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集の通知は、あらかじめ監査等委員会で定めた期日の場合を除き、各監査等委員に対して会日の3日前に発するものとする</u> <u>ただし、緊急を要する場合にはこの期間を短縮することができる</u></p> <p><u>第35条 (監査等委員会の決議方法)</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>第32条 (監査役の員数)</u> <u>本会社の監査役は4名以内とする</u></p> <p><u>第33条 (監査役の選任)</u> <u>監査役は株主総会の決議によって選任する</u> <u>監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する</u></p> <p><u>第34条 (監査役の任期)</u> <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする</u> <u>ただし、補欠のため選任された監査役の任期は前任者の残任期間と同一とする</u></p> <p><u>第35条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は監査役の中から常勤監査役を選定する</u></p>	<p><u>第36条 (監査等委員会の議事録)</u> <u>監査等委員会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名捺印または電子署名をして、決議の日から10年間本店に備え置く</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第36条（補欠の監査役の予選の効力）</u> <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時総会の開始の時までとする</u> <u>前項の補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする</u> <u>但し、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない</u></p>	(削 除)
<p><u>第37条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める</u></p>	(削 除)
<p><u>第38条（監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日3日前に発するものとする</u></p>	(削 除)
<p><u>第39条（監査役会の決議方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもって行う</u></p>	(削 除)
<p><u>第40条（監査役会の議事録）</u> <u>監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名をして、決議の日から10年間本店に備え置く</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第41条（監査役の責任免除） <u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む）の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる</u> <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第45条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第46条～第49条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第40条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第41条～第44条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>本会社は、第103回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む）の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる</u></p>